

裁決書

審査請求人

〇〇 〇〇

上記審査請求人が令和4年2月10日付けで提起した、熊取町長が町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において使用した個人情報取扱事務登録簿に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 1 平成30年4月1日、熊取町長は、個人情報を取り扱う町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務を開始するにあたり、個人情報取扱事務登録簿（以下「本件登録簿」という。）により届け出た。
- 2 令和2年10月19日、熊取町長は町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務の内容（審査、選定）をより具体的かつ明確に表記し、住民にとってわかりやすい登録簿とするため、個人情報取扱事務の目的、個人情報の対象者の範囲等について修正を行った。
- 3 審査請求人は、令和4年2月10日、熊取町長に対し、本件登録簿は無効であるとの裁決を求める審査請求をした。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張要旨

令和2年度に町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において実施した個人情報の収集及び当該個人情報を収集するための根拠として作成、変更した本件登録簿は、個人情報保護条例及び同規則に抵触するため、本件登録簿は無効であるとの裁決を求めている。

第3 理由

1 本件登録簿の処分性について

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分」という。）に不服

がある者は、法第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。そして、ここにいう「処分」とは、「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうもの」とされている（最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決）。

(2) そこで、本件登録簿についてみると、本件登録簿は、熊取町長が当該事務につき扱っている個人情報一般の縦覧に供するためのものであって、本件登録簿の作成が直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているとはいえない。

(3) また、処分についての審査請求は、法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があった日の翌日から1年以内にしなければならないとされているが、本件審査請求は、審査請求期間を経過していることから、不適法な請求であるとも言える。

2 判断

1のとおり、本件登録簿を処分と解することはできず、審査請求期間も経過しているため、この無効を審査請求において求めることは、不適法であると言わざるを得ない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は、要件を欠き不適法であるから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年3月30日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当

な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。